

平成 27 年 9 月 15 日

社会的養護関係施設第三者評価 受審証交付要綱

社会福祉法人全国社会福祉協議会

1. 目的

- 「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知）にもとづき実施する第三者評価を受審し、評価結果を公表している社会的養護関係施設に対して「社会的養護関係施設第三者評価受審証」（以下、「受審証」という。）を発行することにより、第三者評価事業の普及・啓発を行うことを目的とする。

2. 対象

- 本会（全国推進組織）が認証した評価機関による社会的養護関係施設第三者評価を受審し、評価結果を本会が運営する WEB ページにおいて公表している社会的養護関係施設とする。

3. 発行申請等

- 受審証の発行を希望する社会的養護関係施設は、社会的養護関係施設第三者評価の受審に係る評価機関との受審契約時に、評価機関に対して受審証の発行を申込み、受審料とあわせて本会の定める発行手数料を支払うものとする。
- 評価機関は、評価結果の公表申請とあわせて、受審施設の申出のもとに「社会的養護関係施設第三者評価受審証発行申請書」（様式 2）を本会に提出するものとする。

4. 発行

- 本会は、評価機関からの申請にもとづき、発行手数料の受領後、受審証（様式 1）を受審施設に送付するものとする。
- 評価機関は、受審施設が負担した発行手数料を本会へ支払うものとする。

附則

平成 27 年 4 月 1 日施行